

民間資金等活用事業推進委員会第24回総合部会（概要）

日 時：平成20年6月26日（火）15：00～17：04

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、野田委員、
伊藤（源）専門委員、伊藤（陽）専門委員、今道専門委員、
小幡専門委員、小島専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、
光多専門委員、美原専門委員、野城専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐、山本補佐

議事概要：

事務局より、松本俊彦専門委員、三井清専門委員が3月末に、伊藤宏次専門委員が6月19日に辞任されたことに伴い、新たに4月1日付で岩崎正義氏、今道健氏が、6月19日付で小島敏幸氏がそれぞれ専門委員に任命されたことについて報告。

（1）標準契約書モデル及びその解説（案）について

（2）要求水準書作成指針（案）について

事務局から、資料1、2に沿って、標準契約書モデル及びその解説(案) について説明がなされた。その中で、「状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更」「任意解除」「中立的な第三者による紛争解決」「法令変更」「モニタリング・支払メカニズム」の各論点について、それぞれ内容の説明がなされた。

事務局から資料3、4に沿って「要求水準書作成指針（案）」についての説明がなされた。その中で、公共施設等の管理者等の意図の明確化、業務要求水準書に求められる要件やその具体的方策等を提示した。

委員・専門委員からの主要な意見の概要は以下のとおり。

・（A委員）標準契約と要求水準書は7月15日の委員会以降も検討する機会があるという認識でよいのか。

・（事務局）事務局の案としてはそのとおり。今後パブリックコメントを経て、総合部会を開き、必要があればWGで議論していただく予定。

・（A委員）WGは元来作業部隊として組織されたものだが、今回のドラフトはWGで作業して作ったものではない。外部で作成されて出てきたものを委員会として世に出すのはどうかと思う。財務モデル、SPCに関する記述、PFIのノウハウをどこに集約するかについての書きぶりについて問題があると思う。PFI法や基本方針の制定のときの議論に反する。紛争解決等、まだ議論が進んでいない中で結論のように出すのは非常に危険。民間収益事業の扱い、統括マネジメント業務、サービスプロバイダー等、内容としてまだまだ問題が大きいものを委員会として世に出すべきではない。資料2-2（契約例）を撤回した理由を別途明確に教えていただきたい。標準契約書モデルという言葉では誤解を受ける。類型別に分けて検討すべき。15日の委員会にあげるのは結構。ただ、それまでにもう一回は総合部会を開いてほしい。

・（B専門委員）かなりよくなっているが、もう一回総合部会を開くことでコンセンサスにより近づくのではないか。

・（C専門委員）（A委員の発言 について）私はまったく反対である。今後の検討プロ

セスについては、パブコメで広く一般の意見を聞くということで、前回のWGで一度合意したのではないか。

・(A委員) C専門委員の意見について、全員一致を確認したわけではなく、合意したとはいえないのでは。委員会を出すには責任がある。極めて重要なことが含まれているのに、軽々に早く出せとはいえないと思う。

・(事務局) ドラフトは事務局が作成したもので、執筆責任はあくまで事務局にある。ただし、事務局では専門的な知見がないので、専門的知見を有する有識者に意見を聞いたということ。

・(A委員) 専門家を招いて作業してもらうことについて、やめろと言う気はないが、WGの委員である私が知らない中で作業が進んでいた状況自体が問題。事務局の責任で全部ドラフトを上げることを求めている。委員会のサポートをする事務局がそれ以上のことをしていたのではないか。

・(事務局) 決めるのは総合部会であるとの認識。総合部会の意見として結論を出していただきたい。

・(A委員) その中で明確に承服できないという意見がある場合、当然そういう意見を添えるよう、念を押しておきたい。

・(D専門委員) A委員のおっしゃっていることは、パブコメに出すのには早すぎるという論点と、案を作るにあたってのタスクフォースからあがってきたものをWGで議論するというプロセスについての論点だと思う。今重要なことはである。私が委員をしている市場化テストでも、効率的に議論を進めていくために、公表しながら検討していくというプロセスを経ている。そういう形で進めていく方法もあるのではないか。

・(A委員) 最初に議論すべき点についてマッピングをし、問題点を集中して議論して、その部分だけ出すべきであったのではないか。標準契約の必要性はあるが、現実にトラブルがおきているのに、拙速にいかにも出来上がったような標準契約をいきなり出すのは問題。

・(E委員) 今回出すのはすべての契約を一から書けるようにするための標準契約モデルではない。今回行ったのは契約の標準化である。今回公表するのはあくまで論点、エッセンスだけという考えである。

・(A委員) 標準契約モデルという言葉は変えるべき。

・(E委員) A委員の指摘は二つある。内容に関することと手続に関すること。内容はA委員の意見を踏まえ直しましょう。ただし、手続については、7月の委員会の前にもう一回総合部会を開くのは難しいので、資料の変更点について委員、専門委員の確認を取ったうえで委員会に諮るということでもいいのではないか。そして、委員会のあとに仕切り直しでプロセスWGをやるのであれば、またそこで議論すればよいのでは。

・(A委員) 内容については、7月の委員会までに総合部会をもう一度開いて確認をとるか、最低限持ち回りで各委員が目を通すような格好でやってほしい。

・(事務局) もう一度総合部会を開くのは物理的に困難。内容については、A委員からご指摘があった部分は既にかなり直したが、さらに直すべきところを指摘いただければ対応したいと思う。7月の委員会にかけて、ドラフトとして世間に公表したい。

・(F委員) ドラフトであっても多数決で押し切るのはいかがかと思う。決定的に意見が対立するところについては、両論併記などの工夫をしていただきたい。

・(事務局) 基本的に意見が食い違うときは併記している。また、明らかに意見が食い違うところは削除した。

(3) V F M (Value for Money) に関するガイドライン改定案について

事務局から、資料5に沿って、「V F M (Value for Money) ガイドライン」改定案について説明がなされた。具体的には、特定事業選定時等においてV F M評価結果を公表する際に、V F Mの評価過程や評価方法を併せて公表することを定めた。P S C、P F I事業のL C C、V F Mの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう定めた。また、公表のための様式例を提示した。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681